

富士フイルム プロフェッショナル サービス 利用規約

富士フイルムイメージングシステムズ株式会社（以下「弊社」といいます）は、本「富士フイルム プロフェッショナル サービス 利用規約」（以下「本規約」といいます）の条件に従い、写真や映像制作を職業とする、職業写真家およびビデオグラファーの活動向けのサービス「富士フイルム プロフェッショナル サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

本サービスをお申し込みになる職業写真家およびビデオグラファー（以下「本申込者」といいます）は、本規約をよくお読みになり、内容についてご同意いただいたうえで、本サービスへのお申し込み及びご利用をお願いします。

なお、本サービスをご利用いただくためには、弊社が実施する審査（第1条に定義）への合格が必要ですので、予めご了承ください。

第1条（定義）

本規約内で使用する用語を、以下の通り定義します。

「本申込書類」：本申込者が本サービスの申込みのために弊社に提出する書類で、以下に定めるすべての書類。

- (1) 本申込者により必要事項が記入された弊社所定の入会申込書
- (2) 必要事項が記入された弊社所定の機材リスト
- (3) 過去1年以内に、職業写真家またはビデオグラファーとして本申込者が制作に携わり撮影者のクレジットが入った成果物（雑誌、ポスター、パンフレットなどの写真印刷物または画像）を3点以上、動画の場合は（DVD/BD等、Web掲載の場合はプリントアウトまたはURL）を3点以上
- (4) 本申込者の身分証明書（運転免許証、パスポートまたは顔写真付きの公的に身分を証明するもの）のコピー
- (5) 本申込者が職業写真家またはビデオグラファーであることを示すための名刺
- (6) その他弊社が別途定める書類

「本書類審査」：本申込者から受領した本申込書類の内容を、弊社所定の基準に従い審査し合否を決定するもの。

「本面接審査」：本書類審査に合格した本申込者と面接を行い、弊社所定の基準に従い審査し合否を決定するもの。

「審査」：本書類審査 及び本面接審査の総称。

「本合格者」：審査に合格した本申込者。

「富士フィルムグループ」：弊社の親会社である富士フィルム株式会社、その子会社（弊社も含む）及びそれらの関連会社

「本サービス契約」：第8条（本サービス契約の成立）に基づき成立する本サービスの利用に係る契約。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、以下の各号に定める通りです。なお、本サービスの詳細 及び詳細の提供条件については、本規約の第11条より第12条、ならびに本サービスに関する専用ウェブサイト（以下「本サイト」といいます）にて定めるものとします。

- (1) 修理費用の割引サービス
- (2) 故障時代替機材の貸与サービス
- (3) 購入検討機材の試用サービス
- (4) その他弊社が別途定めるサービス

2. 本サービスの対象となる機材（以下「対象機材」といいます）は、本規約 及び本サイトにおいて弊社が定める機材のうち、本会員（第9条に定義）が所有し弊社に対し登録を行った機材に限定されるものとします。なお、対象機材の登録については、本申込書類のうち 2. に定める機材リストの提出、または弊社が別途定める方法により行うものとします。

3. 本規約内で別途定める場合を除き、修理に関する条件については、富士フィルムグループが発行する対象機材付属の保証書の規定（以下「無料修理規定」といいます）または弊社が別途定める「修理規約」が適用されるものとします。

4. 本規約と無料修理規定または修理規約の条件に相違があった場合、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

第3条（申込資格）

本サービスのお申込みにあたっては、本規約に同意のうえ以下の各号に定める条件をすべて満たす必要があります。

1. 職業写真家またはビデオグラファーとして撮影業務を主たる生業とし、撮影業務の受託、自ら撮影した写真・動画（加工物も含む）の販売などにより生計を立てていること。
2. 富士フィルム社製レンズ交換式ミラーレス一眼カメラボディを1台以上所有し、かつ以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ・所有ボディがGFXシステムの場合
富士フィルム社製「GFXシステム用交換レンズ」を1本以上所有していること。
 - ・所有ボディがXシリーズの場合
富士フィルム社製「Xシリーズ用交換レンズ」を2本以上所有していること。
3. 18歳以上で、国内に住所もしくは事務所をお持ちであること。
4. My FUJIFILMの会員登録手続きを行っていること。

第4条（申込手続き）

1. 前条に定める条件をすべて満たす本申込者は、本申込書類を入会申込書に記載の窓口へ送付することにより、本サービスを申込みことができます。なお、本申込書類を弊社に提出するためにかかった費用については、本申込者負担とします。
2. 弊社の責めに帰さない事由による本申込書類の発送中の破損、紛失等については、一切責任を負いません。

第5条（審査）

1. 弊社は、弊社が別途定める日程において以下に定める要領で審査を行います。審査に合格し、弊社が別途定める手続きを行った本合格者のみが本サービスを利用することができます。

（1）本書類審査

- ① 審査対象：本申込書類
- ② 合否通知期限：申込締日（2月末、5月末、8月末、11月末）より1ヶ月以内
- ③ 合否通知方法：電話、書面の送付、その他弊社が別途定める方法

（2）本面接審査

- ① 審査対象：本書類審査に合格した本申込者
- ② 合否通知期限：本面接審査の実施日から2週間以内
- ③ 合否通知方法：電話、書面の送付、その他弊社が別途定める方法

※本面接審査は実施しない場合もあります。

2. 本面接審査は、弊社が別途定める日時・場所で行うものとし、交通費、宿泊費など本面接審査に関する費用については、本申込者負担とします。
3. 弊社は、審査の基準や合否の理由などに関するお問い合わせについて、一切お答えしません。

第6条（お申込みの取消し 及び審査の終了）

弊社は、本申込者が以下の各号のいずれか1つにでも該当する場合、第4条（申込手続き）第1項に定める本申込者からのお申込みを無効とし、前条に定める審査をいつでも終了することができるものとします。

1. 本申込書類および本面接審査の内容に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合
2. 弊社に事前連絡することなく、本面接審査を受けなかった場合
3. 弊社から本申込者への連絡が取れない場合
4. 富士フイルムグループに対して、商品、サービスなどの対価に関する支払遅延または貸出機材、試用機材などに関する返却遅滞などの債務不履行が存在する場合
5. 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人）であることが判明した場合
6. その他弊社が本サービスを提供するのに不適切であると判断した場合

第7条（入会金 及び年会費）

1. 本サービスの入会金および年会費は、以下の通りです。

- (1) 入会金：無料
- (2) 年会費：5,000円（税抜）

第5条（審査）第1項第（2）号に基づき弊社が本合格者に合格通知を行った日の属する月から、1年間の年会費となります。

2. 本サービスの年会費のお支払いは、別紙に定める方法にて行うものとします。
3. 本合格者は、第5条（審査）第1項第（2）号に基づく合格の通知を受けた日から2週間以内に、弊社が別途定める手続きに従って初年度の年会費ならびにこれに賦課される消費税相当額との合計金額を弊社に支払うものとします。
4. 弊社は、前項に定める期間内に本合格者から本サービスの年会費の支払いがなかった場合、当該本合格者に対して通知することなく合格を取消することができるものとします。

第8条（本サービス契約の成立）

本サービス契約は、前条第3項に基づく本合格者による本サービスの初年度の年会費の支払いが完了したことを弊社が確認次第成立するものとします。

第9条（会員の地位）

1. 弊社は、本サービス契約の成立をもって本合格者に本サービスの会員資格を付与します（弊社が本サービスの会員資格を付与した本合格者を、以下「本会員」といいます）。
2. 弊社は、本サービス契約の成立後、本サービスの会員であることを証明するカード（以下「本会員証」といいます）を本会員に発行いたします。
3. 本会員は、本会員証、本会員証記載の会員番号（以下「本会員番号」といいます）及び本会員向けの専用窓口（以下「本専用窓口」といいます）に関する電話番号などの情報（以下「本窓口情報」といいます）を厳重に管理・保管するものとします。
4. 本会員は、本会員証および本会員番号を複製、複写、改ざん、第三者への譲渡および貸与、その他の処分を行ってはならないものとし、第三者をしてそのような処分をさせないものとします。
5. 本会員が本サービスを利用できる期間（以下「会員期間」といいます）は、第8条（本サービス契約の成立）に基づき本サービス契約が成立した時点以降1年間の期間とします。なお、会員期間満了の1カ月前までに、本サービスを終了させる意思を弊社所定の方法により本会員が通知しない場合、本サービスの会員期間は、1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
6. 更新後の年会費は、更新前の会員期間満了月の弊社が別途定める日に、一括払いで決済いただきます。
7. 弊社は、第4項に定める会員期間の更新に伴い、本会員に対して弊社が別途定める更新審査を行うことができるものとし、当該更新審査の結果によっては、会員期間の更新を取消すことができるものとします。

第10条（本サービスの利用）

本会員による本サービスの利用手順については、別紙に定めるものとします。

第11条（修理費用の割引サービス）

1. 第2条（本サービスの内容）第1項第（1）号に定める修理費用の割引サービス（以下「本割引サービス」という）は、対象機材の修理にかかる料金（技術料 及び部品代）に対して定価から50%を割引ます。
2. 以下に定める料金については、本割引サービスの対象外となります。
 - (1) 送料
 - (2) 引取料金
 - (3) 補充を目的とした部品の部品代

- (4) 点検サービス料金
- (5) その他、弊社が別途定める料金

第12条（故障時代替機材の貸与サービス）

1. 第2条（本サービスの内容）第1項第（2）号に定める故障時代替機材の貸与サービスは、本会員が対象機材に関する弊社所定の修理申込みを行い、弊社が当該対象機材について修理の必要があると判断したことを条件として、当該対象機材（以下「修理対象機材」といいます）の代替機材を本会員に貸与するものです。なお、代替機材については、修理対象機材と同等の仕様、機能などを有していると弊社が判断する機材を貸与するものとし、本会員の希望する機材または本会員の期待する仕様、機能などを有する機材を貸与することができない場合があります。
2. 代替機材の貸与期間の開始日については、別途定めるものとし、在庫状況や休日状況等によっては、本会員の希望する開始日に代替機材を貸与できない場合があります。
3. 代替機材の受領方法については、弊社が別途定めるものとします。
4. 本会員は、代替機材の受領後、速やかに当該代替機材に不具合などがないことを確認するものとします。万一、受領した代替機材に本会員の責に帰さない事由による不具合などがあつた場合、当該代替機材を受領した日から3営業日以内に弊社にご連絡いただければ、他の代替機材を貸与します。なお、当該期間内に本会員から弊社に連絡がなかった場合には、本会員は、不具合などのない代替機材を受領したものとみなします。
5. 本会員は、代替機材を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、第三者への譲渡および貸与、転売、その他の処分を行ってはならないものとし、第三者をしてそのような処分をさせないものとします。
6. 本会員は、修理完了、修理不能、その他の理由により弊社より修理対象機材の返却を受けた日から7営業日以内に、代替機材に関する弊社所定の返却手続きを行うものとします。なお、弊社が別途定める期間経過後も代替機材の返却がない場合、返却に代えて代替機材の調達にかかる費用を本会員にご負担いただく場合があります。この場合、本会員は、弊社が別途定める方法にてかかる費用を支払うものとします。
7. 本会員は、代替機材を初期化して返却するものとします。万一、初期化が正しく完了していないことにより、静止画、動画、その他の情報が代替機材に記録されている場合であっても、弊社は、当該情報について如何なる場合も何らの責任も負わず、また、弊社の裁量にてこれを初期化および削除、廃棄またはその他処分ができるものとします。
8. 本会員は、自らが代替機材に取付けたレンズ、アクセサリ、記録媒体など一切のもの（以下「代替付加物」といいます）を取り外したうえで、代替機材を返却するものとします。万一、代替機材に代替付加物が取付けられた状態で返却された場合、弊社は、当該代替付加物に対して保管義務および返送義務その他一切の責任を負わないものとします。

9. 返却時の状態により代替機材の修理または代替機材の調達にかかる費用を本会員にご負担いただく場合があります。この場合、本会員は、弊社が別途定める方法にてかかる費用を支払うものとしします。
10. 弊社は、代替機材の不具合などにより本会員が当該代替機材を使用できなかったこと、代替機材が本会員の期待していた仕様、機能などを満たさなかったこと等により、本会員の職業写真家としての業務その他本会員に対して生じた不都合、不利益および損害については、一切責任を負わないものとしします。

第13条（購入検討機材の試用サービス）

1. 第2条（本サービスの内容）第1項（3）に定める購入検討機材の試用サービスは本会員が対象機材に関する弊社所定の申し込みを行い、弊社が当該対象機材についての貸出の必要があると判断したことを条件として、当該対象機材（以下、「試用機材」といいます）を本会員に貸与するものです。
なお、試用機材については、本会員の希望する機材または本会員の期待する仕様、機能などを有することができない場合があります。
2. 試用機材の貸与期間の開始については、別途定めるものとし、在庫状況や休日状況等によっては本会員の希望する開始日に機材を貸与できない場合があります。
3. 試用機材の受領方法については弊社が別途定めるものとしします。
4. 本会員は試用機材を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、第三者への譲渡および貸与、転売、その他の処分を行ってはならないものとし、第三者をしてそのような処分をさせないものとしします。
5. 返却時の状態により試用機材の修理にかかる費用を本会員にご負担いただく場合があります。この場合、本会員は弊社が別途定める方法にてかかる費用を支払うものとしします。

第14条（ストラップの取扱い）

弊社が本会員に対し、本会員専用のストラップ（以下「本ストラップ」といいます）を譲渡する場合、本会員は、本ストラップを第三者への譲渡および貸与、転売、その他の処分を行ってはならないものとし、第三者にそのような処分をさせないものとしします。

第15条（通知義務）

本会員は、以下の各号のいずれか1つにでも該当する場合、弊社に直ちに通知するものとしします。

1. 住所、連絡先、対象機材など本サービスに関して本会員が弊社に提供した情報に変更が生じた場合

2. 第3条（申込資格）に定める申込資格のいずれか1つでも満たさなくなった場合
3. 本会員番号が第三者に漏洩した場合もしくは第三者による不正利用が判明した場合

第16条（本サービスの中断）

1. 弊社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、本会員に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 停電、地震、洪水、津波、戦争、動乱、暴動その他の天災地変 及びその他の弊社の責めに帰さない事由により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 本サービスを提供するために利用する第三者のサービスまたは設備が利用できなくなった場合
 - (3) 本サービスを提供するために必要な設備等の保守または工事を定期にまたは緊急に行う場合
 - (4) 上記のほか、弊社が運用上、技術上その他の理由により本サービスの全部または一部の中断が必要と判断した場合
2. 弊社は、前項各号のいずれかの事由により本サービスの提供を中断したことで本会員に発生した損害について一切責任を負わないものとします。

第17条（免責）

1. 弊社は、弊社の故意または重過失に起因する場合 及び本規約中に別途定める場合を除き、本会員が本サービスを利用されたことおよび利用できなかったことに起因して本会員に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 弊社は、本会員証 及び本会員番号の不適切な管理や使用により本会員に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第18条（禁止行為）

本会員は、本サービスのお申込み 及びご利用にあたり、以下の各号に該当する行為または該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

1. 本サービスのお申込み 及び本サービスの提供に関連して本会員が弊社に情報を提供する場合において、不正または不正確な情報を弊社に提供する行為
2. 有償、無償を問わず、本サービスを利用することにより本会員が得られる便益の全部または一部を第三者に提供する行為

3. 本会員証、本会員番号 及び本窓口情報を不正に取得して使用する行為、またはそれらを第三者に使用させる行為、その他不正に本サービスを利用する行為
4. 過度に頻繁にお問合せを行うなど、本サービスの提供に支障を及ぼす行為
5. 代替機材を返却せず不当に所有する行為
6. 富士フィルムグループまたは第三者を誹謗中傷または財産、名誉もしくは信用を毀損する行為
7. 富士フィルムグループまたは第三者の著作権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
8. 上記各号に定める行為を、第三者をしてなさせしめるまたはかかる行為を幫助する行為
9. 上記の行為のほか、弊社が不適切と判断する行為

第19条（退会）

本会員の都合により退会する場合は、当社に対して退会届をご提出の上、自らの費用負担にてFPS会員証を返却していただきます。

第20条（個人情報の取扱いについて）

弊社は、本サービスのお申込み 及びご利用に際してご提供いただく氏名、住所、電話番号、本申込者の身分証明書のコピーなどの特定の個人を識別できる情報ならびに本会員番号、会員期間および対象機材（以下併せて、「本会員情報」といいます）を、プライバシーポリシーと以下の各号に基づき取扱います。

1. 弊社は、本会員情報を以下の利用目的にのみ利用し、法令により認められた場合を除き、あらかじめ本申込者 または本会員の同意なく以下の利用目的以外で利用することはありません。

- (1) 本サービスの提供 及び本サービスに関するご連絡
- (2) 富士フィルムグループの商品、サービス、イベントなどのご案内
- (3) アンケート等によるご意見やご感想の提供のお願い
- (4) 統計資料の作成

※本会員情報をご提供いただけない場合、利用目的に基づく本会員への本サービスの提供等が行えないことがあります。

2. 弊社は、本会員情報を、以下の通り共同で利用いたします。

- (1) 共同して利用する本会員情報の項目

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号

- ④ 本会員番号
- ⑤ 会員期間
- ⑥ 対象機材

(2) 共同して利用する者の範囲

- ① 富士フイルム株式会社
- ② 富士フイルムイメージングシステムズ株式会社
- ③ 株式会社富士フイルムテクノサービス
- ④ 富士フイルムビジネスエキスパート株式会社
- ⑤ その他、弊社が本サイトで別途定める日本国内・国外の富士フイルムグループ
- ⑥ 第21条（業務委託）に定義する業務委託先

(3) 利用する者の利用目的

上記 1. に定める利用目的と同一

(4) 本会員情報の管理について責任を有する者

富士フイルムイメージングシステムズ株式会社 経営企画部 総務グループ
執行役員 経営企画部長 泉田要一
TEL:03-5745-2251/FAX : 03-5487-0085

3. 本会員情報について、照会、修正または消去を本申込者または本会員が希望される場合、第31条（窓口）に定める窓口までご連絡ください。可能な限り速やかに対応します。

第21条（業務委託）

弊社は、本サービスの提供するにあたり、必要となる業務の全部または一部の履行を第三者（以下「業務委託先」といいます）に委託することができます。なお、弊社は、業務委託先を弊社の責任のもとで管理監督します。

第22条（譲渡禁止）

本会員は、本サービスに関する権利を第三者に譲渡もしくは質入等の担保としてはならないものとします。

第23条（本会員による本サービス契約の解約）

本会員は、弊社所定の手続きを行うことにより、会員期間の満了を待たず本サービス契約を解約することができます。この場合、支払い済みの年会費については返還いたしません。

第24条（弊社による本サービス契約の解約）

1. 弊社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、自らの裁量にて当該本会員に対する本サービスの提供を停止し、また、当該本会員に通知することにより本サービス契約を解約することができるものとします。

- (1) 第3条（申込資格）に定める申込資格のいずれか1つでも満たさなくなった場合
- (2) 本会員が第6条（お申込みの取消し 及び審査の終了）5. に定める反社会的勢力であることが判明した場合
- (3) 本会員が第18条（禁止行為）に違反した場合
- (4) 第27条（本サービスの終了）に従い本サービスが終了する場合
- (5) 本サービスの年会費、その他本会員が本サービスに基づき弊社に支払うべき金銭の未払いもしくは支払遅延または代替機材の返却遅滞が生じた場合
- (6) その他の本規約に違反した場合

第25条（返金）

弊社は、理由の如何にかかわらず、本規約に基づき支払われた年会費、その他本会員から支払いを受けた金銭についての返金はいりません。ただし、前条第1項第（4）号に基づき弊社が本サービス契約を解約した場合、弊社は、当該終了日の翌日から会員期間満了日までの日数に対応する年会費相当額を、弊社所定の手続きに従い本会員に返金するものとします。

第26条（終了後の措置）

1. 本会員は、本サービス契約の解約、会員期間の満了、その他理由の如何を問わず本サービス契約が終了した場合、本会員証、および未返却の代替機材を自らの費用にて速やかに弊社に返却するものとします。
2. 本会員は、第23条（本会員による本サービス契約の解約）または第24条（弊社による本サービス契約の解約）により本サービス契約が解約された場合、弊社に支払うべき金銭のうち未払いのものを、弊社が別途定める方法にて速やかに支払うものとします。ただし、第24条（弊社による本サービス契約の解約）第1項第（4）号の事由による場合はこの限りではありません。

第27条（本サービスの終了）

弊社は、弊社の判断により本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。なお、弊社は、当該終了の3カ月前までに弊社が別途定める方法にて事前告知を行うものとします。

第28条（本規約の改定）

1. 弊社は、必要と判断した場合、本規約を改定できるものとします。最新の規約は、本サイトに掲載しますので、ご確認のうえ本サービスをご利用ください。ただし、本会員に大きな影響を与える変更の場合、弊社は、合理的な予告期間を設けたうえで、弊社が別途定める方法にて事前に通知します。
2. 本規約の改定後に本会員が本サービスを利用された場合、当該ご利用をもって本会員が本規約の改定を承諾したものとみなします。

第29条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法とします。

第30条（裁判管轄）

本サービスに関連して弊社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（窓口）

弊社は、本サービスの運営について、本申込者および本会員の問い合わせ窓口として以下の窓口を設置し、本サービスに関する各種お問い合わせに対応するものとします。

1. 富士フイルム プロフェッショナル サービス問い合わせ窓口
電話番号：050-3786-4573
営業時間：月曜日～金曜日
9:30～17:30（土・日・祝日、年末年始は休業）
2. 富士フイルムイメージングプラザ
住所：東京都千代田区丸の内 2-1-1 丸の内 MY PLAZA 3 階
営業時間：月曜日～金曜日 11:00～20:00（入館は19:50まで）
土日祝日 10:00～19:00（入館は18:50まで）
※年中無休（年末年始除く）

第32条（責任者・所在地）

本サービスの責任者および弊社の所在地は、以下の通りです。

1. 責任者名
富士フイルムイメージングシステムズ株式会社
デジタルカメラ事業部

事業部長 小澤 伸一

2. 所在地

東京都品川区西五反田3丁目6番30号

富士フイルム五反田ビル

以上

2016年2月1日 制定

2016年10月12日 改定

2017年2月20日 改定

2017年3月27日 改定

2017年5月30日 改定（ビデオグラファーに関する規約）

2018年4月25日 改定（申込資格に関する規約、修理費用の割引サービスに関する規約）

2018年4月25日 制定（購入検討機材の試用サービスに関する規約、ストラップの取扱いに関する規約）

2018年8月9日 改定（窓口に関する規約）